

(f)慣習。(g)信義誠実および取引の公正。

- (2)契約当事者に該当せず、(中略)その者との関係においては、(1)(a)から(c)までに規定する事情は、それらの事情をその者が知り、または知っていたことを合理的に期待される限度でのみ考慮することができる。

【CISG 8条 (当事者の行為の解釈)】

- (1)この条約の適用上、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方が当該当事者の一方の意図を知り、又は知らないことはあり得なかった場合には、その意図に従って解釈する。
- (2)(1)の規定を適用することができない場合には、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従って解釈する。
- (3)当事者の意図又は合理的な者が有したであろう理解を決定するに当たっては、関連するすべての状況(交渉、当事者間で確立した慣行、慣習及び当事者の事後の行為を含む。)に妥当な考慮を払う。

II 契約解釈準則の中核

1 CISG 8条の起草史と判決の傾向

私法統一国際協会の委託を受けたマックス・ブランク国際私法・比較私法研究所長のドロブニク博士が主導し1972年に「国際動産売買契約の有効性に関するユニドロワ統一法草案(“ULVC”)¹⁰」が起草された。ULVCは錯誤・詐欺等の要件と効果を定めるのだが、その前提として3条から5条に契約解釈準則を定める。この3ヶ条に基づき1977年から国連国際商取引法委員会でCISG 8条の起草が始まった。中心人物であるファーンズワース博士は、同時期に「米国第2次契約法リステイメント」(1981)の起草も主導していた。このためCISGと米国の契約解釈準則は、客観的意思の伝統を踏まえつつ主観的意思と考慮すべき事情を重視する点において共通する¹¹。

CISGの判決において、8条は決定的に重要である。裁判所は、契約の成立・履行・救済に関連する発言や行為および契約を解釈する際に、

8条に依拠している¹²。権利義務の確定に加えて、取引類型や当事者を特定する論拠として8条を用いる判決もある。本稿作成時に英文で公開されている判決数は8条1項が46件、2項は54件、3項は85件である。1項の判決数も多く、1項と2項を併用して結論を導く判決も相当数ある。3項は1項と2項の双方の判決で用いられており、後述するように重要な役割を果たしている。8条を適用しその事実認定を行うべきことを命じて下級審に差し戻す上級審判決も一定数ある¹³。8条判決の半数以上が約款に関する事案である。約款の解釈では「作成者に不利に」や「交渉された条項の優先」などの補助準則がより多く用いられている¹⁴。

2 主観的意思

契約は当事者が作り出すものだから「共通の意思」に従って解釈しなければならない。例えば契約書に消費貸借と明記されていても、取引の内実(共通の意思)は賃貸借だと考慮すべき事情も参照して裁判所が判断すれば、そのように解釈する¹⁵。共通の意思が明らかでない場合に「当事者の一方が有する意思を、その相手方が契約締結時に、知り又は知っていたことが合理的に期待される(「認識可能性」を有する)¹⁶」事案において、例えば相手方が問題点を指摘することなく契約を結べば、その一方当事者の意思に従って契約を解釈する。相手方は取引上要求される努力を尽きなかったことの責を負うので、意思の合致は不要である¹⁷。相手方の認識可能性の要件は、DCFRとCISGの随所で用いられている。一例を挙げると、表意者は相手方の誤解を回避するように振る舞わなければならない¹⁸。別の例を挙げる。法定の「契約不適合における買主の認識可能性に拠る売主の免責」(IV.A-2:307条, 35条3項)において、免責を否定する特約があれば特約が優先するが、その内容は契約解釈で定める。このため、認識可能性と特約の関係を論じる際に、引渡しの前に売主が不適合を解決することが合理的かや、価格から判断すれば買主はいかなる期待を抱くことができたのかが重視される¹⁹。1998年6月29日米国第11巡回区控訴審CISG判決は、次の

ような事案である。売主(イタリア)と買主(米国)は伊国で物品の品質等につき交渉し合意した。その際に両社幹部は、売主の注文書に伊語で記され物品受領後十日以内の不適合通知義務等を定める裏面約款に、買主が署名しても拘束されない旨を口頭で合意しており、後日その旨の宣誓供述書を提出した。その後、買主は契約不適合を理由に対価の支払いを拒絶し売主は提訴した。控訴審は、約款に拘束されない旨の合意を8条1項に照らし、宣誓供述書が事実上の問題を提起していると判示して地裁に審理を差し戻した。本判決は8条3項(口頭証拠排除則とCISGの関係)についても論じている²⁰。

3 客観的意思

主観的意思が認められない事案では、契約の当事者ではなく合理的な者(「合理人」)が相手方の立場に立って同様の状況の下で与える意味(「客観的意思」)に従って契約を解釈する²¹。合理人基準(大陸法でも使われている)は信義則の一態様であり、同種の取引を行う者に共通する客観的な基準である。合理人の特性を示す「合理性」の語句と共にDCFRとCISGの随所で用いられている。その相当数が後述する「情報の授受に関する義務」に関係しており、その一例が「意思を確定する方法(II-4:102条)」である²²。2000年12月22日スイス最高裁CISG判決は、8条2項を次のように適用した。売主は中古織物捺染機を買主に販売し、契約書には「641mmから1018mm(の機器)に対応」と明記されていた。しかし、1018mmの機器に対応させるためには追加部品を購入する必要があることを買主は購入後に知ったので、契約不適合で提訴した。最高裁は、買主が専門家で購入前に中古品であることを知り確認していた点に留意し、買主は本機の性能を十分に知った上で契約を締結していた、本機の性能等を売主に問い合わせることは買主の責務だったがこれを行わなかったとして、買主の請求を退けた²³。

4 考慮すべき事情

契約書を重視する法制度は多く、これはCISGの判決においても同様である。例えば、

2009年12月14日スイス国ツーク州地裁CISG判決は、当事者の明示黙示の合意を論拠として、方式的要件の有効性を肯定し契約書を重視した事案である。しかし、DCFRもCISGも次に述べる「考慮すべき事情」の参照を原則とする。そこで両準則の調整が必要になるところ、その試みを④と⑤に示す。④米国法には、契約書以外の事情を考慮して契約を解釈することを禁じる「口頭証拠排除則」の原則もある。ヒルマン教授は、この米国法UCC第2編(売買)とCISGを次のように対比する。UCCでもCISGでも原則に対する例外も重要であり、当事者の意思の実現を契約法の重要な目的とする点においても、共通している。それ故に米国の裁判所は、準拠法を問わず、考慮すべき事情が当事者の意思を明らかにする事案では、これを参照している。つまり、契約書の重視と考慮すべき事情の参照とを、事案の特性に応じて使い分けている。⑤「完全合意条項」は、口頭証拠排除則に類した効果を求める当事者の特約であり、法系の如何を問わず同条項の解釈が論じられている。そのなかでDCFRは「完結条項」を定義しその効力を肯定するが、完結条項が個別に交渉されなかったときには両当事者が完全合意を意図していたことの推定にとどまる等の線引きを行うことで、バランスをとっている。CISGの完全合意条項につき2011年9月28日米国ニューヨーク州南部地裁CISG判決等がある²⁴。

「考慮すべき事情」は契約解釈の要部である。DCFRの同条項は包括的例示であり、契約と当事者の状況に関係し経験則上真意に近いとされてきた項目(a-c号)から普遍的な法規範とその考慮要素に関する項目(d-g号)まで広がりを持ち、裁判官の裁量で適用される。本準則は、契約法の原則を補正する。例えば、契約締結時の「固定性」の原則はb号の締結後の当事者の行為により、「個別性」の原則はc号の当事者間で確立した慣行により、補正される。また、e号の契約の性質及び目的の適用に際しては、類似の状況下で締結され比較し得る契約書の条項や任意規定を参照する。例えば、高度な金融取引やM&Aのように法律家が交渉して個別に作成する契約書と、単純な物品売

買のように類型化され約款が多用される契約書とでは、契約解釈の態様が異なる²⁵。(なお、会社組織との関係については本脚注²⁶を参照)

Ⅲ 契約解釈準則と契約法の諸制度の関係

1 契約の成立 (十分な合意)

DCFRにおいても「申込み」と「承諾」の合致が契約成立の基本形態である²⁷。そのうえでDCFRは、同形態の上位概念として、両当事者が「十分な合意 (II.-4:103(1)条)」に達することを契約の締結要件と定めている。履行を強制できる程度に中核となる権利義務を具体化できるならば、合意として十分である。十分な合意の判断対象は「契約条項 (II.-9:101(1)条)」であり、当事者の明示黙示の合意や法規定や慣行慣習から契約条項が導かれる旨を規定するので、前述した考慮すべき事情とも整合している²⁸。CISGに十分な合意の規定はないが、申込みと承諾が不明瞭ななかで慣習 (9条2項) を重視して契約の成立を認めた2013年7月1日スペイン最高裁 CISG 判決があり、また、十分な合意に対応する内容は、CISG14, 18, 19条 (「十分に確定した申入れ」等) と8条等で規律されている²⁹。

2 錯誤と情報の授受に関する義務

契約 (意思) 解釈と錯誤は、同一の事案において表裏の関係に立つ。まず、DCFRの錯誤 (動機の錯誤も表示の錯誤も含む) で相手方の保護を否定する要件 (共通錯誤・相手方の認識可能性を伴う意思・情報提供義務の不履行) は、契約解釈の主観的意思と客観的意思の要件に対応している³⁰。また、DCFRの錯誤の「契約の改訂」では、錯誤の内容で契約を履行する意思を相手方が示せば、その契約はその内容で締結されたものとみなされる³¹。CISG 4条は錯誤を含む契約の有効性の問題を適用対象外と定めているが、錯誤の事案でも契約解釈の要件を満たせば、CISGが適用される³²。2007年11月27日ドイツ最高裁 CISG 判決 (X ZR 111/04) は、買主が真意とは異なる表示を行った事案である。8条

1項を適用して買主の真意につき売主の認識可能性を肯定したうえで、仮にドイツ法の錯誤規定を適用しても同じ結論に達すると判示した。

DCFRは、契約目的の達成に向けた当事者の「協力義務 (III.-1:104条)」を規定する。その中核のひとつが、伝達と通知・質問と要求・回答と助言等を行う「情報の授受に関する義務」である。この義務は、取引上合理的に求められる限りで不透明さを軽減し、当事者が互いの了解を得るために必要な情報の授受につき定める³³。その一態様がDCFRの「情報提供義務 (II.-3:101条)」である。同条は、物品等を提供する事業者、相手方も事業者の場合は健全な商慣行の基準により、契約適合性 (品質等) につき相手方が合理的に期待する情報を、開示すべき義務を課す。同条は前述したCISG35条3項に基づき起草がなされたので、この点が同義務の法的性質と射程距離に影響を及ぼしている³⁴。

3 任意規定と黙示的条項

伝統的な契約法の任意規定は、一律で抽象的な法概念を中核とするが、DCFRの任意規定は、売買や役務等での当事者の仮想的な合意を中核としている³⁵。例えば、ソフトウェア開発委託契約等に適用されるDCFRの役務提供契約において、役務提供は原則として結果達成義務である。役務提供者は警告義務や技能及び注意に関する義務を、依頼者は指図をする義務を、両者は協力義務 (指図義務・回答義務等) を負うなど、情報の授受に関する義務が重要である³⁶。

DCFR第9章 (契約の内容及び効果) の「黙示的条項 (II.-9:101(2)-(4)条)」は、当事者が想定していず任意規定の適用も困難な事案は例外的であるところ、契約の性質及び目的・締結時の状況・信義則等を考慮してこれを解釈すべき旨を定める。そして、伝統的な契約法の「黙示的条項 (英国法)」や「補充的解釈 (ドイツ法)」の事案は、本稿で述べてきた契約解釈の方法 (「原則的方法」) で解釈すべき事案を抱合している。そこで同条注釈Gは、伝統的な黙示的条項に関する英国ムアコック号事件判決 (1889, 14PD64) を取り上げて、この事案を原則的方法 (協力義務・役務提供契約) で解釈する。

CISG に黙示的条項の規定はないが、1997年12月10日オーストリア・ウィーン農産物取引所仲裁裁判所 CISG 決定 (S2/97) がこれに対応し、CISG73条の適用に際して2件の売買を経済的に一体のものと看做した。

IV 結語

本稿の要旨を述べる。DCFR と CISG では「共通の意思」「相手方の認識可能性を伴う意思」「合理人」の判断基準に従い「考慮すべき事情」を参照して契約解釈を行う。意思解釈の要部は、当事者が互いの了解を得るために必要な情報の授受を促進する点にある。この点は、錯誤や情報の授受に関する義務と共通し、当事者の假想合意に基づく任意規定にも織り込まれているので、契約法体系において整合性が取れており、法圏を超えた裁判規範として活用されている。

本稿は限られた字数で検討の要点を示すに留まるが³⁷、債権法改正時の議論に付言する。第60回会議（平成24年10月23日）で実務家委員の中井康之弁護士が、研究者委員の提案（部会資料49）と DCFR の元になった PECL 等の契約解釈準則（部会資料19-2の比較法資料）との異同を指摘し疑義を表明した（山本敬三幹事が回答）³⁸。問われた知見の拡充に本稿が資すれば幸いである。

〔注〕

- 1 本稿は2022年9月3日開催の本学会における下名報告「ウィーン売買条約8条（契約内容の確定方法）の構造と適用」の概要を記す論稿である。ご指導を賜りました曾野裕夫教授（北大）、久保田隆教授（早大）、小林一郎教授（一橋大）、会員各位に御礼申し上げます。
- 2 樋口範雄『アメリカ契約法第3版』（2022 弘文堂）より「第8章契約の解釈」。DCFR, CISG, 米国法のいずれにおいても、契約解釈は法律問題と解されている。
- 3 法制審議会で部会幹事を務めた山本敬三教授の論稿「『契約の解釈』の意義と事実認定・法的評価の構造：債権法改正の反省を踏まえて」曹時73(4) 639-766頁に経緯と分析が纏められている。拙稿は北山修吾「契約の解釈と契約法理論（1-4 未完）」成蹊84-87 (2016-17)（「北山」）より(3) 230-252頁の「5. 小括」が提起する問題点3点に関心を抱いている。
- 4 条文邦訳等につき曾野裕夫教授が運営する“CISG-Japan Database”を、判決英訳につき“UNILEX”, “CISG Database”を参照。いずれも最終アクセス日は2023年6月10日である。
- 5 本誌2024年1月号に掲載予定の久保田隆教授との共著論文で分析を行う。
- 6 英語原文は C.v.Bar 他 Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law: Draft Common Frame of Reference (DCFR, Full Ed.) (Oxford Univ.Pr. 2010)。同モデル準則 (Outline Ed., 2009) の邦訳は中田邦博他監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共通参照枠草案 (DCFR)』（法律文化社 2013）による。本稿で引用する DCFR の内容は、その6割が O. ランドー他編 潮見佳男他監訳『ヨーロッパ契約法原則 I・II』（法律文化社 2006）と重複しており、重複部分は後者（「PECL」）の邦訳に依拠する。DCFR の概要につき、大中有信「[共通準拠枠草案における契約締結前の情報提供義務（2・完）ドイツ法におけるヨーロッパ契約法に関する議論の一端」法政ロー6(1)47-70頁（2010）（「大中」）より47-53頁。
- 7 本稿は比較法を参照した法の解釈は有益だと解する。P. P. Viscasillas “The Role of the UNIDROIT Principles and the PECL in the Interpretation and Gap-filling of CISG” A. Janssen = O. Meyer (ed.) CISG Methodology (Sellier, 2009) p.287-317 は CISG の解釈に PECL 等を参照する態様を示し、DCFR の参照についても肯定する (p.314-317)。CISG の解釈に比較法を参照することを肯定しその態様を示す論稿として、拙稿「比較法を参照したウィーン売買条約の統一的解釈—『CISG-AC 意見』の分析—」『国際公共政策研究』（2021）25-2 1-23頁より3-4頁。
- 8 H. ケッツ著（潮見佳男他訳）『ヨーロッパ契約法 I』（法律文化社 1999）19-20頁。
- 9 DCFR の第 II 編は「契約およびその他の法律行為」を第 8 章は「解釈」を第 1 節（100 番台）は「契約の解釈」を、CISG の第 8 条は「当事者の行為の解釈」を定める。本稿に引用する条項はその表記方法で両法を区別する。
- 10 以上につき “UNIDROIT Draft Law for the Unification of Certain Rules Relating to the Validity of Contracts for the International Sale of Goods (U.D.P.1972-Etude-XVI/B-Doc.22)”. U.G.Schroeter “Contract validity and the CISG” Uniform L.R.22-1 (2017) p.47-71 (“U”) より p.49-50.
- 11 以上につき UNCITRAL YearBook VIII (1977) p86, IX p107- 等. E.A.Farnsworth “Meaning” in the Law of Contracts “Yale L.J. vol.76-5 (1967) p.939-965 [邦訳：笠井修他編『現代アメリカ契約法』（弘文堂2000）より295-314頁]、ALI “Restatement (Second) of the Law of Contracts (1981)”

- 201-203,233条。E.A.Farnsworth“Ingredients in the Redaction of the Restatement (Second) of Contracts” Columbia L.R.vol.81-1 (1981) p.1-12より p.6, 鹿野菜穂子「アメリカ法における契約の解釈と当事者の意思 (一,二)」(1989-90) 九法 657 95-124頁 (「鹿野」) より107-124頁。
- 12 以上につき2016 UNCITRAL Digest of case law on the United Nations Convention on the International Sale of Goods Digest of Article 8 (p.54-62) case law (“⊗”) より 1.3. 曾野裕夫「CISGにおける契約の成立と解釈に関する規律」民商138-1 1-37頁 (「曾野」) より 2-5, 28-37頁, I. Schwenzer (eds) *Schlechtriem & Schwenzer Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG) (4th ed.)* (Oxford Univ.P,2016) (“⊕”) 8 条 1.3, N.Jansen= R.Zimmermann (eds) *Commentaries on European Contract Laws* (Oxford Univ.P. 2018) (“⊗”) より 5:101, 5:102.
- 13 以上につき⊗ 1. 6-30. CISG Database
- 14 以上につき II-8:103-107, ⊗ 1. 31-36.
- 15 II-8:101(1)注釈 B, ノート 2, 8 [同項は CISG 8(1)を参照].
- 16 一方当事者の意思を対象とするので主観的基準である。合理性は客観的基準であるが, 本条での役割は認識可能性の程度を示すことに限定されている。
- 17 以上につき II-8:101(2)注釈 C, ノート 13 [CISG 8に同種の準則を規定].cf. 鹿野100-114頁 [米国契約法]。拙稿は「意思表示」の解釈と「契約」の解釈は区別されるべき問題であることを踏まえての検討である。
- 18 cf. 木原浩之「契約の拘束力の基礎としての『意思』の歴史的解釈とその現代における再評価(3)(略)」垂大40-1, 173-220頁より189-191頁 [米国法の議論]。
- 19 IV.A-2:307注釈 C.
- 20 97-4250 [MCC マーブル事件] より “I.Subjective Intent Under the CISG”, “Conclusion” [8(1)の説示], “II.Parol Evidence and the CISG” [8(3)の説示].
- 21 II-8:101(3)注釈 D, ノート 16 [CISG 8(2)は共通の意思を見出せない場合に適用].
- 22 以上につき I-1:104注釈とそこに引用する PECL1:302注釈 A. A.H.Kritzer (ed.) “Reasonableness” (CISG Database), ⊕ 8 条 1.20.
- 23 4 C.296/2000/rnd より 1, 4 [8(2)の説示]
- 24 以上につき CISGAC 意見第 3 号 (曾野 = 牧訳) 「口頭証拠排除則, 明白な意味の原則, 完結条項と CISG」(2004) より 1.2. 本文の判決 (A2 2001 105) の 1.4.1. R.A.Hillman “Some Realism about the Admission of Parol Evidence in Sales Cases under the Convention on Contracts for the International Sale of Goods and the Uniform Commercial Code” (2020, Cornell L. S. R. P. 20-47). II-4:104 [完結条項] (2)注釈, A. Suresh “Interpreting merger clauses in contracts governed by the CISG: delineating the scope for the use of extrinsic evidence” Uniform L.R.26-2 (2021) p.223-247より p.227-232 [CISGの完全合意条項の判決数件を紹介。本文の判決は 06 Civ. 3972 (LTS) (JCF)].
- 25 以上につき曾野30頁. II-8:102注釈 A, ノート 1 [CISG 8(3)は 4 要件]. II-9:101(2)(a)注釈 C, 8 (3). ⊕ 1:302 1. 7-8, 6:102 1.16,18.
- 26 企業の社内では, 開発製造や営業を担当する部門 (「事業部門」) が, 契約主体として契約の締結と履行の責任を担い, 法務部門は, 契約書の作成や交渉と法的紛争の解決を, バックオフィス部門として支援することが多い。ここで, 約款を含む契約書に瑕疵ある意思表示や事業部門の意向とは異なる内容が記載されており, 訴訟に至らない紛争でそれが問題になることがある。その際に, 事業部門が認識する考慮すべき事情のなかに両社の合意を見出し, これに沿って解決がなされる事案も相当数存在する。
- 27 以上につき II-4:201-211 (申し込みと承諾). II-4:201注釈 A,B. 小林一郎「日本的契約慣行の研究(1)-申し込み・承諾によらない契約成立の認定手法がもたらす特異性」一法22-1 1-66頁 (2023) より18-26頁 [諸契約法の申し込みと承諾]。
- 28 以上につき II-4:101(b)注釈 A,C,D, II-4:103(1)注釈 A-C. 本稿に必要な限りで概要を示すに留まる。
- 29 ⊕ 14-24条の序 1. 33-35 [申し込みと承諾に拠らない CISG の契約の成立], fn.156 (同判決 438/2013).
- 30 II-7:201(1)(b)注釈 A-I.
- 31 II-7:203注釈 A,B.
- 32 ⊕ p.65-66.
- 33 以上につき同条注釈 A,B. 渡邊 (明彦) 国際法律事務所「国際動産売買国連条約における協力義務— Honnold 教授の見解を中心として」(1995), ⊕ 1:202 1. 2-5,7,10-12, 2:101の序 1. 1, 1:303 1. 2-3,19:302 1. 2-4,9.
- 34 同条注釈 A-D, DCFR vol.1 p.203注釈 3&4. 大中54-55頁.
- 35 DCFR の原則57 (効率的な任意規定の準備)。任意規定でも契約解釈が重要な役割を果たす。
- 36 IV.C-2 (役務提供契約一般に適用される規定) :101-111。
- 37 作成中の紀要論文で詳細を述べている。
- 38 北山(1)368-402頁より380-383頁, 北山(3)239-251頁 (北山教授の分析)。